諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年１０月９日（令和７年（行個）諮問第２７１号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０１号）
事件名：本人の遺族補償年金支給請求に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別表の１欄に掲げる７文書（以下、順に「文書番号１」ないし「文書番号７」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の４欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条２項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年４月１１日付け岐労発基０４１１第１号により岐阜労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分のうち、不開示とした部分に係る決定の取消しを求める。

原処分で不開示とされている部分は、いずれも決定通知書に記載された条不開示情報の規定に該当しないため、不開示部分を取り消すべきである。

詳しくは不開示理由の説明を受けた後に主張する。

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人の代理人弁護士は、開示請求者として、令和７年３月１１日付け（同月１２日受付）で、処分庁に対し、法７６条１項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（２）これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不

服として、令和７年７月１０日付け（同月１１日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

３　理由

（１）対象保有個人情報の特定について

（略）

（２）死者の情報の開示について

ア　法に基づく開示請求権については、法７６条１項において、「行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており、例外を除き、死者の情報は、遺族を本人とする保有個人情報とは見なされないことから、遺族は死者の情報について法に基づく開示請求権を有していないものと解される。

イ　上記アの例外として、平成２１年３月１２日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（平成２０年度（行個）答申第２２１号）を踏まえ、死者が労災保険給付を受けていた疾病に関して遺族として労災保険給付を請求し、支給を受けている又は過去に受けたことがある場合には、当該労災保険給付に関わる死者の情報に関しては、遺族は開示請求権を有しているものと解されるところである。

ウ　上記イの「遺族として労災保険給付を請求し、支給を受けている又は過去に受けたことがある場合」に関し、審査請求人は被災労働者の死亡に係る遺族補償給付の受給権者とは認定されておらず、これに該当しない。

このため、本件対象保有個人情報のうち、死者の情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められない。

（３）不開示情報該当性について

ア　法７８条１項２号該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の①、文書番号２の②、文書番号３の②、文書番号５の①及び文書番号７の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないものの、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるものであるから、当該情報は、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、文書番号２の③、文書番号３の①及び文書番号４の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人等から聴取等した内容に関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ　法７８条１項３号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の①、文書番号３の④及び文書番号５の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容等に関する情報であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項３号イに該当する。

ウ　法７８条１項７号柱書き該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、文書番号２の③、文書番号３の①及び文書番号４の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人等から聴取等した内容に関する内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することをちゅうちょし、労災請求人（審査請求人）側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の②の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたと

ころである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条７号柱書き（原文ママ）にも該当する。

（ウ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号３の③の不開示部分はシステムのユーザーＩＤである。この情報が開示された場合には、職員以外の者による当該システムの不法な侵入・破壊を招くおそれがあり、当該システムにおける事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、法７８条１項７号柱書きに該当する。

エ　新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の③、文書番号２の④、文書番号３の⑤、文書番号４の②、文書番号５の③及び文書番号７の②は、法７８条１項各号のいずれにも該当しない情報であることから、新たに開示するのが妥当である。

オ　小括

上記ア～上記エのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項該当号」欄に「新たに開示」とした表示した情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１０月９日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同月２７日　　審議
④　令和８年９月１４日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤　同年１０月２日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち一部（上記第３の３（３）エ）を開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の一部不支給決定を不服として、岐阜労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分前に、同労働基準監督署長の意見書（以下「署長意見書」という。）が審査請求人に送付済みであるとのことである。

そうすると、審査請求人は、原処分前に、署長意見書の記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された署長意見書の記載内容も踏まえることとする。

２　審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

（１）諮問庁は、理由説明書（上記第３の３（２））において、本件対象保有個人情報のうち、死者の情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報とは認められない旨説明する。

そこで、本件対象保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

（２）当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書番号１ないし文書番号７には、主として審査請求人の夫である死亡した被災労働者の勤務の状況が記載されているが、当該文書は、審査請求人が請求した亡夫に係る労災保険給付（遺族補償給付、葬祭料）請求について作成又は取得された文書であることから、当該文書全体が審査請求人に係る保有個人情報であると認められる（令和８年７月１日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和８年度（行個）答申第７６号）、令和８年４月２４日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和８年度

（行個）答申第２１号）参照）。

なお、本件開示請求と類似の事案において、遺族補償年金等の請求について作成又は取得された文書全体が審査請求人に係る保有個人情報に該当することを前提として諮問されたものが一定数存在する（例として、令和５年７月２０日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和５年度（行個）答申第５０４６号）、令和２年１２月７日付け情報公開・個人情報保護審査会答申（令和２年度（行個）答申第１３４号））。

３　不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア　通番１の４欄に掲げる部分

当該部分は、調査結果復命書に記載された審査請求人以外の個人の（ⅰ）発病年月日及び雇入年月日、（ⅱ）「３（３）報酬」本文の記載並びに（ⅲ）発病時期記載部分、疾患名記載部分であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会において、諮問庁から署長意見書の提示を受けて確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められる。

そうすると、当該部分に記載された情報については、署長意見書で既に審査請求人に対して明らかにされた情報であるといえ、また、当該情報がその部分に記載されていることも、原処分で開示されている部分の記載等から容易に推測可能であって、それ自体を秘匿すべき事情は認め難い。

このため、特定労働基準監督署が自らの責任で発出した署長意見書において審査請求人に明らかにしている情報と実質的に同一の情報は、法７８条１項２号の適用に当たっては同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

イ　通番２の４欄に掲げる部分

当該部分は、調査結果復命書に記載された審査請求人以外の個人の（ⅰ）「３（２）指揮命令・業務内容」本文の記載、（ⅱ）「４　遺族の主張の検討」の記載（特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取して作成した聴取書に基づく記載部分を除く。）及び（ⅲ）【調査官意見】の記載であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、（①）当審査会において、署長意見書を確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められるか、

（②）原処分で開示されている同様の情報（文書番号６の文書の１頁ないし２３頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。また、上記のような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められず、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ　通番４の４欄に掲げる部分

（ア）当該部分（（ａ）に限る。）は、特定障害の業務起因性判断のための調査復命書に記載された（ｉ）「雇入年月日」、「疾患名及び発病時期（決定時）」、（ⅱ）「（理由）」欄の記載、「（１）発病の有無等」欄、「具体的出来事」欄の記載、（ⅲ）「時間外労働時間数」欄、「恒常的長時間労働の評価」欄、「出来事の有無」欄、「個体側要因の有無」欄、「当該疾病に関する特定科等の医療機関の受診状況」欄の記載、（ⅳ）診断医師の氏名、（ⅴ）「認定事実」欄の記載、（ⅵ）「個体側要因の有無及びその内容」欄、（ⅶ）「主治医の意見書」欄、（ⅷ）「産業医・専門医（請求人提出）等の意見書」欄、（ⅸ）「専門医（監督署長依頼）の意見書」欄の記載、（ⅹ）「学歴」欄、「職歴」欄、「現在の事業場に雇入後の配属先」欄、「所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等」欄の記載、（ⅺ）「（労働時間の認定方法）」欄の記載及び（ⅻ）労働時間集計表等であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分（（ⅳ）を除く。）は、（①）当審査会において、署長意見書を確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められるか、（②）原処分で開示されている同様の情報（文書番号６の文書の６頁、７頁、２９頁ないし３９頁、１０４頁ないし１１４頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められ、また、当該部分のうち（ⅳ）の診断医師の氏名は、審査請求人が市区町村に提出した死亡届（文書番号３の文書の８頁）と一体となっている死亡診断書に記載された医師の氏名と同じ医師の氏名であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当する

と認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

（イ）当該部分（（ｂ）に限る。）は、「（労働時間の認定方法）」欄に記載された本件労災請求に係る特定法人の関係者に関する情報であるが、一般的な語句であるにすぎず、当該部分には、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

エ　通番５の４欄に掲げる部分

（ア）当該部分（１８頁を除く。）は、特定障害の業務起因性判断のための調査復命書に記載された（ⅰ）（理由）欄の記載、（ⅱ）「認定事実」欄の記載、（ⅲ）「当該労働者の日常業務」欄の記載、（ⅳ）「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の記載（日付部分及び当該労働者の役職・氏名に限る。）及び（ⅴ）「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄の記載であり、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人等から聴取した内容等であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、（①）当審査会において、署長意見書を確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められるか、（②）原処分で開示されている同様の情報（文書番号１の文書の５頁、文書番号６の文書の１８頁及び２８頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。また、上記のような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められず、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）当該部分（１８頁に限る。）は、「（労働時間の認定資料）」欄のチェックボックス部分であり、該当する労働時間の認定資料にチェックがされているものにすぎず、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているとは認め

られない。また、上記のような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められず、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ　通番７の４欄に掲げる部分

（ア）通番７の４欄に掲げる部分（文書番号３の文書の１０頁を除く。）

当該部分は、（ⅰ）地方労災医員の意見書等に記載された疾患名記載部分、地方労災医員の被災労働者に係る医学的見解並びに最終診療機関名、傷病名及び負傷年月日並びに（ⅱ）審査請求人の夫である被災労働者の死亡診断書に記載された医師の署名及び印影であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち（ⅰ）は、（①）当審査会において、署長意見書を確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められるか、（②）原処分で開示されている同様の情報（文書番号１の文書の５頁、文書番号６の文書の６頁、７頁、２９頁ないし３９頁、１０４頁ないし１１４頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められ、また、当該部分のうち（ⅱ）は、死亡診断書に記載された医師の署名及び印影であるが、上記ウ（ア）と同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

（イ）通番７の４欄に掲げる部分（文書番号３の文書の１０頁に限る。）

当該部分は、特定労働基準監督署の照会に応じて特定健康保険協会が回答した審査請求人の夫が受診した医療機関に係るレセプト情報であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、特定健康保険協会ホームページを確認させたところ、被保険者であった者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）は、当該レセプト情報の開示を請求することができるとのことであることから、当該部分は、審査請求人が

知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

カ　通番９の４欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人に関する適用情報検索帳票に記載された（ⅰ）雇用保険料率、（ⅱ）一般拠出金率、（ⅲ）産業分類及び（ⅳ）業種コードであり、特定法人の業種は、諮問庁が新たに開示するとしている部分（文書番号１の文書の１頁）から審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち、（ⅰ）は、厚生労働省ウェブサイトにて公表されている事業の種類別の雇用保険料率から、特定法人の業種について明らかであり、また、（ⅱ）は、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定を根拠として、業種を問わず一定の率が定められ、同ウェブサイトにおいて公表されており、いずれも審査請求人が推認できる情報であると認められ、（ⅲ）及び（ⅳ）は、特定法人の業種に適用される分類であり、事務的な内容にすぎない。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当せず、開示すべきである。

キ　通番１１の４欄に掲げる部分

当該部分は、事業場提出資料の一部である（ⅰ）特定法人の組織図に記載された特定法人の労働者の役職・氏名並びに（ⅱ）被災労働者の勤務時間管理簿及び賃金台帳であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、原処分で開示されている情報（文書番号６の文書の２９頁ないし３９頁、４７頁ないし４９頁、１０４頁ないし１１７頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

ク　通番１３の４欄に掲げる部分

当該部分は、地方労災医員への意見書依頼文書の記載であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、（①）当審査会において、署長意見書を確認すると、その一部には、当該部分の記載と同様の内容の記載が認められるか、（②）原処分で開示されている同様の情報（文書番号６の文書の２９頁ないし３９頁、１０４頁ないし１１４頁等）から被災労働者の妻である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法７８条１項２号該当性について

（ア）通番１、通番６、通番７（文書番号３の文書の１０頁を除く。）及び通番１１（文書番号５の文書の２７頁ないし４６頁、５４頁ないし７３頁、９２頁及び９３頁を除く。）の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、（ⅰ）調査結果復命書の「１調査経過」に記載された審査請求人以外の個人の氏名・役職、（ⅱ）調査結果復命書の「３（３）報酬」本文及び「３（４）雇用保険」本文のうち特定個人の報酬額及び雇用保険状況記載部分、（ⅲ）調査結果復命書の「３（５）労働時間」の記載、（ⅳ）特定障害の業務起因性判断のための調査復命書に添付された資料一覧に記載された審査請求人以外の個人の氏名・役職等、（ⅴ）地方労災医員の意見書等に記載された地方労災医員の署名・印影、（ⅵ）救急出動時の状況についての記載、（ⅶ）特定労働基準監督署からの資料等提出依頼文書に記載された宛先である特定法人の担当者の氏名並びに（ⅷ）事業場提出資料の一部である特定法人の組織図に記載された特定法人の労働者の役職及び氏名であり、当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。なお、当該部分のうち、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、通番６の不開示維持部分については、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番５（文書番号２の文書の１７頁に限る。）の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、特定障害の業務起因性判断のための調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定法人の職員の職氏名及び調査対象者であるか否かを示す記号の有無であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法７９条２項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。その余の部分である、調査対象者であるか否かを示す記号の有無は、これを開示すると、組織図の位置関係から、調査対象者が特定されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）通番１１（文書番号５の文書の７０頁ないし７３頁、９２頁及び９３頁に限る。）の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、事業場提出資料の一部である被災労働者の採用時の履歴書、雇入通知書等及び特定法人の労働者の健康診断結果一覧表であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ　法７８条１項３号イ該当性について

通番３、通番９及び通番１２の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、（ｉ）特定障害の業務起因性判断のための調査

復命書に記載された特定時点における特定法人の労働者数、（ⅱ）事業所別被保険者台帳照会、適用情報検索帳票及び事業所台帳全記録照会（トレーラー）並びに（ⅲ）特定法人の就業規則及び時間外・休日労働に関する協定書等である。

当該部分は、特定法人の経営資源の規模、特定法人に適用されている雇用保険の被保険者の氏名や資格取得年月日の一覧、労働保険の成立年月日等の労働保険の適用に関する情報、社員の採用、労働時間、休暇及び賃金等に関する規定等の詳細であって、当該法人の内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、通番１２の不開示維持部分については、同項７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ　法７８条１項７号柱書き該当性について

（ア）通番２、通番５（文書番号２の文書の１７頁を除く。）及び通番１０の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、（ⅰ）特定労働基準監督署の担当官が関係者から聴取して作成した聴取書の記載並びに（ⅱ）特定労働基準監督署の担当官が上記聴取書を基に作成した調査結果復命書及び特定障害の業務起因性判断のための調査復命書の記載である。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項２号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番８の不開示維持部分

当該部分は、ハローワークシステムの担当者ＩＤが含まれていることが認められる。

当該部分を開示すると、ハローワークシステムの円滑な運用に支障を来すことにより、公共職業安定行政機関が行う職業相談・職業紹介業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ　審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない部分について

（ア）通番７（文書番号３の文書の１０頁に限る。）の不開示維持部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、事業場提出資料の一部であるレセプト状況照会結果に記載された、原本区分欄及びレセ処理状況欄から構成されている。

当該部分について、諮問庁は、法７８条１項２号に該当する旨説明するが、当該部分は、特定健康保険協会の業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

（イ）通番１１（文書番号５の文書の２７頁ないし４６頁及び５４頁ないし６９頁に限る。）の不開示維持部分

当該部分は、事業場提出資料の一部である被災労働者以外の特定法人の労働者の勤務時間管理簿等である。

当該部分について、諮問庁は、法７８条１項２号に該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人ごとに、それぞれ記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項２号、３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

本件請求保有個人情報が記録された文書

審査請求人が請求した遺族補償年金支給請求書及び葬祭料について特定労働基準監督署が作成した復命書及び添付資料一切。

別表

1　文書番号及び文書名		2　不開示を維持する部分等		3　通番	4　2欄のうち開示すべき部分
		該当部分	法78条1項該当号		
1	調査結果復命書	① ・1頁　「発病年月日」欄、「雇入年月日」欄 ・2頁　「1調査経過」本文のうち氏名・役職記載部分、「3（3）報酬」本文及び「3（4）雇用保険」本文のうち特定個人の報酬額及び雇用保険状況記載部分、「3（5）労働時間」本文のうち一部記載 ・5頁　発病時期記載部分、疾患名記載部分	2号	1	・1頁　全て ・2頁　「3（3）報酬」本文の3行目 ・5頁　発病時期記載部分、疾患名記載部分全て
		② ・2頁　「3（2）指揮命令・業務内容」本文 ・3頁ないし5頁聴取内容引用部分（③部分を除く。）	2号、7号柱書き	2	・2頁　「3（2）指揮命令・業務内容」本文　全て ・3頁　「4　遺族の主張の検討」本文の31行目後ろから7文字目ないし34行目11文字目、35行目29文字目ないし37行目、47行目 ・4頁　全て ・5頁【調査官意見】全て
		③ ・1頁　原処分の不開示部分のうち「発病年月日」欄、「雇入年月日」欄を除く部分 ・2頁ないし5頁	新たに開示	－	－

		原処分の不開示部分のうち一部記載			
2	調査復命書	①　１頁　労働者数	３号イ	3	－
		② ・１頁　「雇入年月日」欄、「疾患名及び発病時期（決定時）」欄 ・２頁ないし４頁、９頁、１２頁ないし１６頁、１８頁ないし２６頁不開示部分（③及び④部分を除く。） ・５頁　「当該疾病に関する特定科等の医療機関の受診状況」欄 ・６頁　氏名	２号	4	（ａ）全て（（ｂ）部分を除く。） （ｂ）１８頁（（労働時間の認定方法）欄９行目後ろから２文字目ないし１０行目６文字目）全て
		③ ・２頁、５頁、７頁、８頁、１０頁、１１頁、１８頁　聴取内容引用部分（④部分を除く。） ・１７頁　不開示部分 ・１８頁　「（労働時間の認定資料）」欄のチェックボックス部分	２号、７号柱書き	5	・２頁　全て ・１１頁「認定事実」欄　全て ・１７頁「当該労働者の日常業務」欄　全て、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の日付部分及び当該労働者の役職・氏名、「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」　全て ・１８頁「（労働時間の認定資料）」欄のチェックボックス部分全て
		④ ・１頁　「事業場の労働者数」欄、「雇入年月日」欄、「疾患名及び発病時期（決定	新たに開示	－	－

		時）」欄を除く部分 ・２頁、１４頁、１５頁、１８頁原処分不開示部分のうち一部記載 ・３頁　「特別な出来事の評価」欄、「具体的出来事」欄の様式部分及び一部記載、「心理的負荷の総合評価の強度」欄 ・４頁　「時間外労働時間数」欄の様式部分、「業務による心理的負荷の強度の評価」欄 ・５頁、１０頁、１１頁　引用元記載部分のうち一部文言 ・６頁　氏名を除く原処分不開示部分 ・７頁　資料№５を引用している部分、引用元記載部分のうち一部文言 ・８頁　資料№１２、２４添付資料を引用している部分、引用元記載部分のうち一部文言 ・１９頁ないし２５頁　標題（集計期間に関する記載部分を除く。）			
3	意見書等	①　１頁　資料№８、９のうち被聴取者の氏名・役職記載部分	２号、７号柱書き	6	－
		② ・１頁　資料№１	２号	7	・２頁　疾患名記載部分

		３、１４、１６、１７のうち役職・氏名・期間記載部分 ・２頁　署名、疾患名記載部分 ・３頁ないし５頁、１０頁、１３頁　不開示部分（④部分を除く。） ・６頁　「最終診療機関名」欄、「傷病名」欄、「負傷年月日」欄 ・８頁　署名、印影			・３頁ないし５頁　全て（３頁　地方労災医員の署名及び印影を除く。） ・６頁　全て ・８頁　全て ・１０頁　全て（「原本区分」欄及び「レセ処理状況」欄の記載を除く。）
		③　２９頁　欄外の不開示部分	７号柱書き	８	－
		④　２６頁ないし２９頁　不開示部分（③部分及び⑤部分を除く。）	３号イ	９	・２８頁　「雇用保険率」欄、「一般拠出金率」欄、「業種コード」欄、「産業分類」欄
		⑤ ・１頁　資料№８、９のうち被聴取者の氏名・役職記載部分及び資料№１３、１４、１６、１７のうち役職・氏名・期間記載部分を除く箇所 ・２頁　労働保険番号、労働者の氏名 ・３頁ないし５頁、１３頁　原処分不開示部分のうち一部記載 ・６頁　「最終診療機関名」欄、「傷病名」欄、「負傷年月日」欄	新たに開示	－	－

		を除く部分 ・７頁、９頁、１１頁、１４頁、１７頁ないし２５頁不開示部分 ・１０頁　対象者の氏名・カナ氏名 ・２６頁ないし２９頁　様式部分、法人番号記載部分、労働保険番号記載部分、事業場の名称・住所・電話番号記載部分			
４	聴取書等	①１３頁ないし３１頁　不開示部分（②部分を除く。）	２号、７号柱書き	１０	－
		②　１３頁、２２頁　「年」、「月」、「日」、「（歳）」の部分	新たに開示	－	－
５	事業場提出資料	① ・１頁　宛先部分 ・５頁ないし４９頁、５１頁ないし７３頁、９２頁、９３頁　不開示部分（③部分を除く。）	２号	１１	・５頁　組織図の上から３段目　全て ・７頁ないし２６頁、４７頁ないし４９頁、５１頁ないし５３頁全て
		② ・７５頁ないし９１頁　不開示部分（③部分を除く。）	３号イ、７号柱書き	１２	－
		③ ・１頁　宛先を除く部分 ・２頁ないし４頁不開示部分 ・５頁、６頁　取締役記載部分、時点記載部分 ・７頁ないし２５	新たに開示	－	－

		頁　標題、表のうち項目・氏名・年月日・曜日部分 ・２６頁　氏名、年月記載部分 ・２８頁ないし４０頁、４２頁ないし４６頁　標題、表のうち項目部分 ・４７頁、５３頁標題、表のうち項目・年月部分 ・４８頁、５１頁標題、表のうち項目・年月・一部月の報酬内容部分 ・４９頁、５２頁表のうち項目・支払日部分 ・５０頁、７４頁不開示部分 ・５４頁ないし６９頁　標題（氏名、支払い年月記載部分を除く。）、表のうち項目部分 ・７０頁、７３頁、８６頁、９２頁　標題 ・８５頁、８８頁ないし９１頁　様式部分、事業場の名称・種類・所在地・法人番号・労働保険番号記載部分			
6	請求人等提出資料	不開示部分なし。	－	－	－
7	意見書等	①１頁、２頁　不開示部分（②部分を除く。）	２号	１３	全て
		② ・１頁　被災労働	新たに開示	－	－

		者氏名、様式部分 ・２頁　原処分不開示部分のうち一部記載			

（注）１　当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

２　２欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。